

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年12月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 クスリのアオキ上越昭和町店
所在地 上越市昭和町二丁目988-1 外
設置者 株式会社クスリのアオキ

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

イ 荷さばき施設の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

ウ 廃棄物等保管施設の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場No.1 午前8時30分～翌午前0時30分

(変更後) 駐車場No.1 午前8時30分～翌午前0時30分

駐車場No.2 午前8時30分～午後9時

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 駐車場No.1 出入口の数 2箇所

位置 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 駐車場No.1 出入口の数 3箇所

位置 届出書に添付された図面のとおり

駐車場No.2 出入口の数 2箇所

位置 届出書に添付された図面のとおり

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設No.1 午前6時～午後9時

(変更後) 荷さばき施設No.1 午前6時～午後9時

荷さばき施設No.2 午前6時～午後9時

3 変更年月日

平成28年7月21日

4 変更の理由

食品加工施設を新設して商品を充実することにより、地域住民へのサービス向上を図るため。

5 届出年月日

平成27年11月20日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成27年12月4日から平成28年4月4日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp